

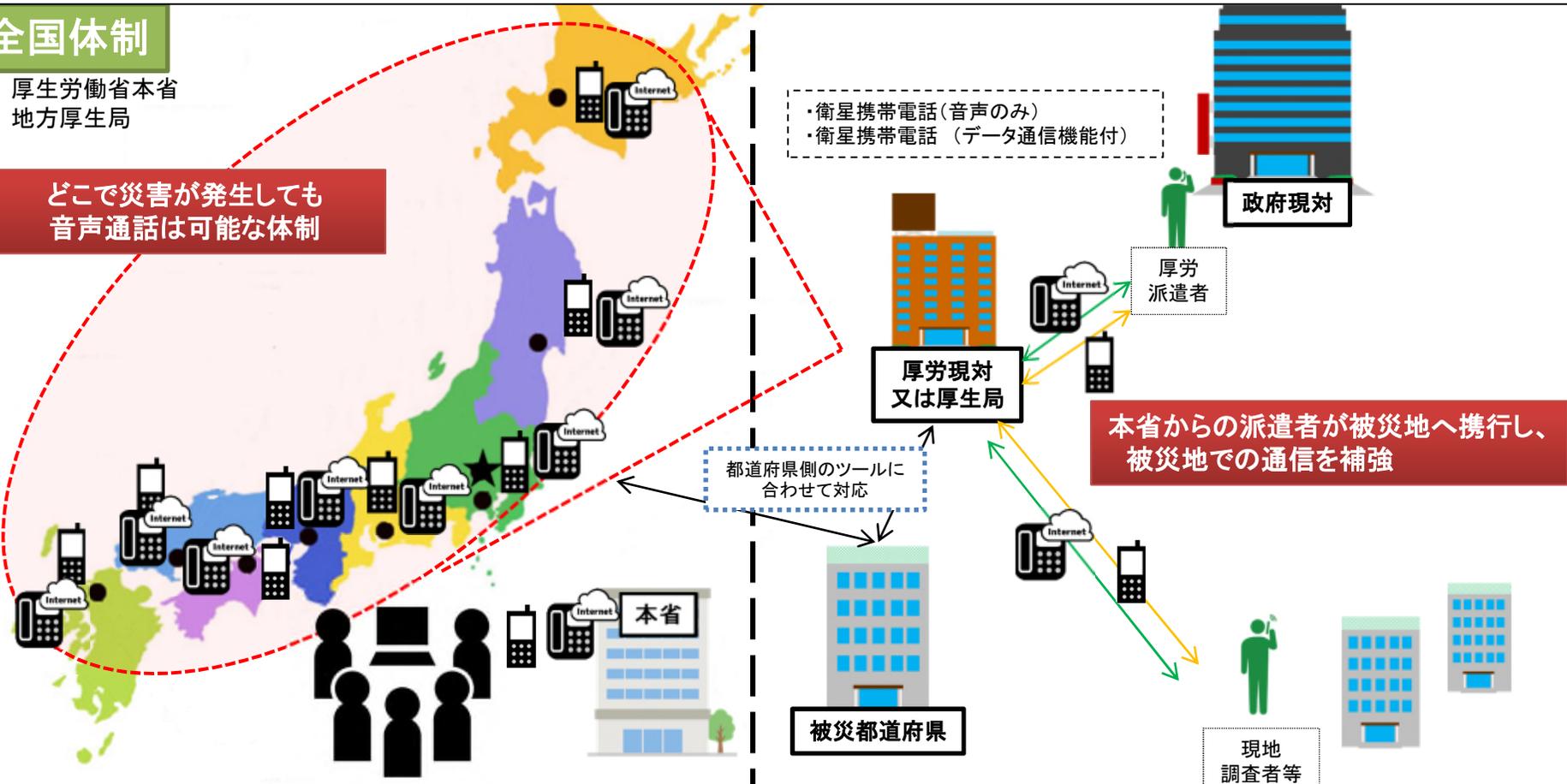
厚生労働省 災害時等の通信機能の強化（新規）

- 厚生労働省の非常用通信ツールは、災害時優先電話・中央防災電話（FAX付）が設置されている。しかし、中央防災無線は原則中央省庁間での通信しか対応できず、現地対策本部や地方支分局、関係機関等との通信体制は非常に脆弱である。また、データ通信に関しては、本省内でも非常用ツールは確保されておらず、災害時の膨大な情報伝達を音声（中防のみFAX）でしか伝達できない状況となっている。
- 政府業務継続計画（平成26年3月28日閣議決定）においては、「各府省庁は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずるものとする」とされている。また、中央省庁業務継続ガイドライン第2版（平成28年4月内閣府（防災担当））においても同様に、「各府省庁は、専用回線、衛星携帯電話等の複数の通信手段の確保、通信網の冗長化等の措置を講ずる」と記載されている。
- また、総務省が公表した「災害医療・救護活動において確保されるべき非常用通信手段に関するガイドライン」等では、「衛星携帯電話（音声）」は、「地方公共団体の本部組織・拠点」において「最高の優先度で確保されるべきもの」とされている。
- このため、衛星携帯電話の導入等により、厚生労働省の本省・現地対策本部・地方支分局・関係機関等との間で最低限の非常用通信体制を確保し、災害時等の通信機能の向上を図る。

全国体制

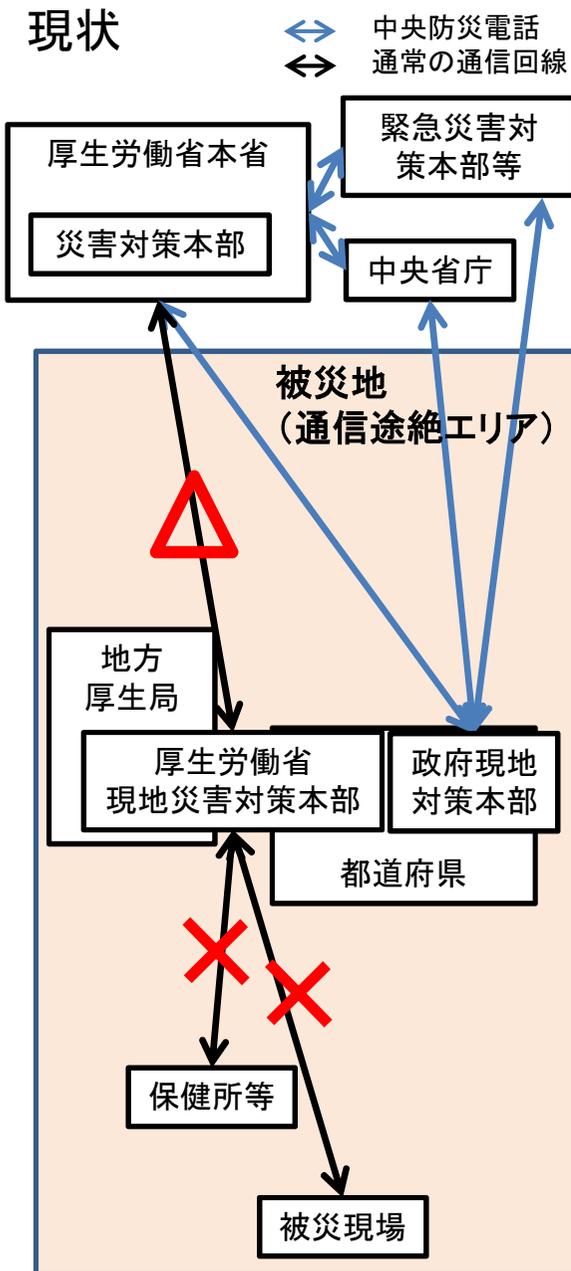
- ★ 厚生労働省本省
- 地方厚生局

どこで災害が発生しても
音声通話は可能な体制

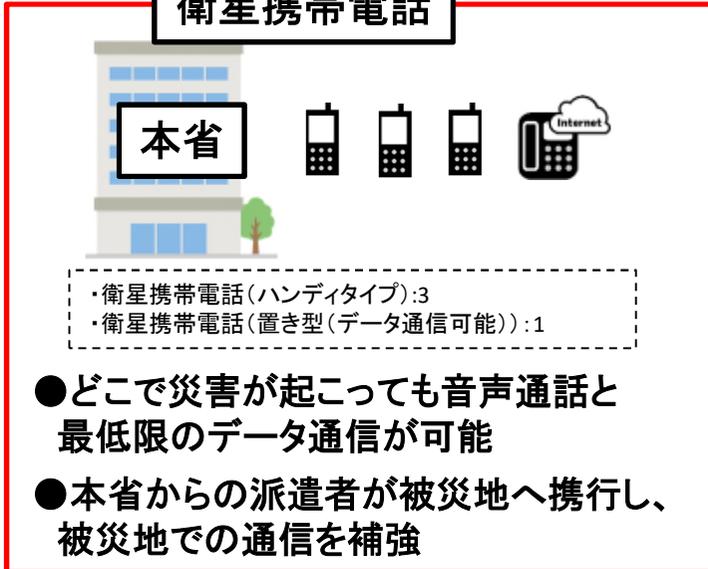


通信機器配備

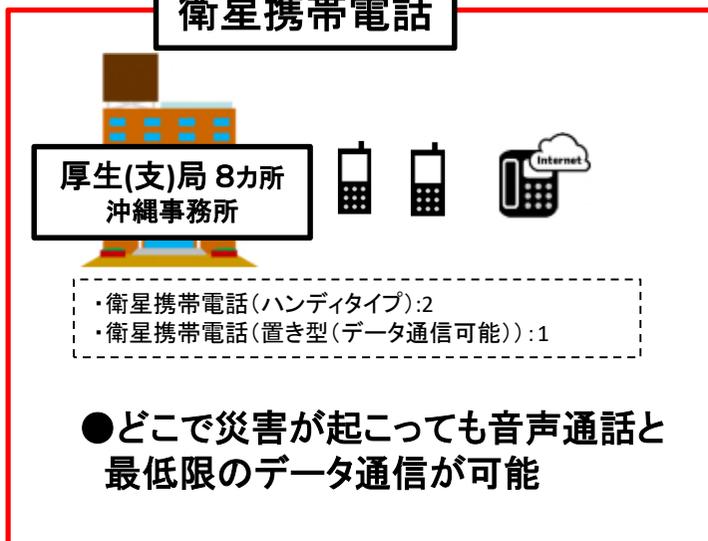
現状



衛星携帯電話



衛星携帯電話



配備イメージ

